

最低制限価格の算出方法について

最低制限価格の算出方法は次のとおりです。

- 工事案件（平成18年12月から適用済み）
- コンサル案件（平成19年4月から適用済み）
- 一般委託案件（平成20年4月から適用）

最低制限価格

『入札金額の低いほうから6割の数の入札金額の

平均額の $\left[\begin{array}{l} 90\% \text{ (工事)} \\ 80\% \text{ (コンサル、一般委託)} \end{array} \right]$ の金額』

最低制限価格の算出と失格の判定

有効な入札¹を行った者の6割²を求め、これを「算定数」とする。

入札金額の低いほうから順に、算定数分の入札金額の平均額³を求める。

で得た金額に工事は90%、コンサル・一般委託は80%を乗じる⁴。

で得た金額をその工事の最低制限価格とし、この金額を下回った入札は失格とする。

1 法令、規則及び公告で定める無効要件に該当しない入札、予定価格を超えない入札をいいます。

2 小数点以下の端数が生じたときは、切り上げます。なお、有効な入札が7者に満たないときは5者、また5者に満たないときは全入札者としします。

3・4

計算の結果生じた1円未満の端数は、それぞれ切り捨てます。

算出例は次ページをご覧ください。

算 出 例

入札者全員が有効な入札をしたものとします

入札者	工事	工事	××工事
A社	3,000,000円	2,000,000円	1,400,000円
B社	3,100,000円	2,050,000円	1,426,000円
C社	3,200,000円	2,500,000円	1,501,500円
D社	3,300,000円	2,800,000円	1,700,000円
E社	4,000,000円	3,100,000円	1,800,000円
F社	4,100,000円	3,300,000円	1,850,000円
G社	4,200,000円	3,300,000円	/
H社	4,300,000円	3,400,000円	
I社	4,400,000円		
J社	4,500,000円		
算定数	入札参加者10者 $10 \times 0.6 = \underline{6}$	入札参加者8者 $8 \times 0.6 = 4.8$ <u>5</u> (端数切上げ)	入札参加者6者 <u>5</u> (7者に満たないため)
平均額	6者の合計 $20,700,000円 \div 6$ = 3,450,000円	5者の合計 $12,450,000円 \div 5$ = 2,490,000円	5者の合計 $7,827,500円 \div 5$ = 1,565,500円
最低制限 価格	$3,450,000円 \times 90\%$ = 3,105,000円	$2,490,000円 \times 90\%$ = 2,241,000円	$1,565,500円 \times 90\%$ = 1,408,950円
失格者	A社、B社	A社、B社	A社
落札者	C社	C社	B社

平均額に乗じる率は、工事が90%、コンサル・一般委託は80%